

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策
(国内制限措置の延長・一部変更)

2022年4月4日
在ギリシャ日本国大使館

1 ギリシャ政府が国内制限措置を延長・一部変更しましたので、お知らせします。
今回の措置の有効期間は、4月11日までとなっています。

今回の延長に伴う主な変更点は以下のとおりです。

- 強化接種をしていない場合のワクチン接種証明書の有効期間を接種完了から9か月間有効に緩和する（従前は7か月間有効（ジョンソン・エンド・ジョンソンは3か月間有効））
- 新型コロナウイルス治癒証明書の有効期間を180日間有効に緩和する。（従前は90日間有効）
- 幼稚園・小中高校・塾等の生徒の登校前24時間以内のセルフテストによる陰性証明提示の義務付けを週1回（毎火曜日）に緩和する。（従前は週2回（毎火曜日と金曜日））

2 「制限措置の一覧」（当館作成資料）については、下記リンクからご確認ください。

https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20220404_kokunai.pdf

※各種施設利用時の必要書類が流動的でわかりにくくなっています。別添資料をご確認いただくとともに、詳細については各事業社等にお問い合わせください。

在ギリシャ日本国大使館（領事部）

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911 FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp